# 京都府教育振興プラン(改定版)パブリックコメント 意見の要旨と府の考え方

意見の要旨

府の考え方

## プラン全体

- 見直しのポイントと、「アクティブラーニング」「インクルーシブ教育」「法やルールに関する教育」「グローバル教育の推進」「子どもの貧困対策」等の府の具体的な教育施策とがシンクロしており、非常に方向性がはっきり見える内容になっている。
- 見直しのポイントとしての3点は非常に理解できることで、必要なことである。

また、重点目標の項目も目標間の移動がなされ、重点目標6と7が何をねらいとするかが明確になった。ただ、主要な施策の方向性が38から40と項目数が多くなった。スクラップアンドビルドでできるだけ少なくしてほしかった。

全体としてこの間の府の施策、アクション プランとの関連、社会の情勢を踏まえ、納得 できる。是非、予算と関連づけていただきた い。

○ 京都府教育振興プランは、京都府の教育の 方向づけとなるものであり、この間の状況を 踏まえた見直し・改善をされることは大いに 意味あることである。その中に、継続する点 と改善する点を明確にしていることは、この 5年間の施策を踏まえてのこととして理解で きる。

この間の社会の変化は大きなものがあった。 とりわけ、事件や事故による子どもの状況は、 社会として、教育関係者としてもしっかりと 考えていかなければならないと感じる。中で も、安心・安全面を考え、今回の重点目標 6 を具体化されたことは大切なことである。ま た、その背景の一つとして、家庭教育力の自 上も考えられる。貧困対策をはじめ家庭教育 支援はますます重視されなければならないも のと推察でき、その点に目を向けた内容が盛 り込まれていることに対しても理解できる。

- 策定後に生じた社会情勢の変化や教育改革 の動向を踏まえて、今後5年間の方向性をし っかりと示していただいたものである。現地 現場からはどうしても学校を取り巻く状況の 中でのみ、判断してしまう傾向があるため、 京都府の教育の方向性を示していただくこと は非常にありがたい。
- 京都府は全国でも先駆けて教育の方向を示し、教育振興プランについても常に児童・生徒 目線、保護者目線で検討、実施してきた。これは、教育現場で働く者にとっては大変意義 のあることで、今回の中間見直しにおいても、

○ 平成23年に今後10年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プランーつながり、創る、京の知恵一」を策定し、京都式少人数教育の中学校への拡充、高校入試制度改革など、多くの教育改革に取り組んできました。

しかし、本プランの策定後、東日本大震災、大雨による災害、いじめや体罰による子どもの自殺、登下校中の交通事故など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化しました。

また、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画に基づき、国においては、グローバル人材の育成、道徳の教科化、主体的・協働的な学習の推進、学校・家庭・地域の連携協働などをテーマに様々な教育改革が行われ、教育環境が大きく変わろうとしています。

このような状況を踏まえ、本プランが示す「京都府の教育の基本理念、施策推進の視点」といった基本的な考え方を継承しつつも、今後5年間で必要な施策について本プランに盛り込むべきであると考え、改定することとしたものです。

今後は、個別の施策について「アクションプラン」などで具体化して予算化を図るとともに、毎年度掲げる「運営目標」により重点化を図るなど、本プランの推進に向けて努力していきたいと考えています。

### 意 見. の 旨

考 方 府 の え

その視点が継続されている。

- 見直しのポイントとして、すべての子ども が安心して学校に通うことができる環境づく りに「いじめ、暴力行為対策の充実」、「不登 校の子どもへの支援の充実」、「経済的に困難 な環境にある子どもへの支援」を位置づけら れたことは本当によいことである。財務省が 出してきている定数削減をそのまま実施され れば、今年あったような子どもたちの悲劇は どんどん増える。京都府として、このポイン トを大切にして欲しい。
- わかりにくいカタカナ語、日本語に言い換 えられるカタカナ語は、日本語に改めて欲し
- 「ライフデザイン」、「キャリアサポーター」 について、注釈が必要と思われる。
- インターネットやパソコンが発達した現在 でも、教育の機会均等や全国一律の教育水準 が保たれているとは到底思えない。京都府独 自の取組を考えるべき時期に来ている。

○ 国が使用しているカタカナ語については、日本語 に言い換えると説明が長くなり過ぎたり、誤解を招 いたりしますので、本プランでもそのまま使用して います。

なお、可能な限り注釈を付けるなど、理解してい ただきやすいように工夫しました。

○ これまでから全国に先駆けて「子どものための京 都式少人数教育」や、高校生が伝統文化を学ぶ授業 など、京都ならではの教育に取り組んできました。

今後も、京都が持つ様々な力を活かした取組を進 めていきます。

# 第1章 計画の改定にあたって

「計画の進捗状況」についてはもう少し書 □○ き込んでもよいのではないか。各重点目標の 達成に向けてこの5年間で新たに実施した主 要な施策とその成果を書き込むことで、この 計画が実効的なものであると知らしめること になるのではないか。

「計画の進捗状況」にこれまでの主な取組により どのような成果があったのかを示しています。

今回の改定にあたっては、「地方教育行政の組織及 び運営に関する法律 | 第26条に基づく事務の点検・ 評価において、これまでに取り組んだ施策の成果や 課題を改定前の目標指標の実績値一覧として巻末の 資料に掲載しています。

### 第2章 京都府の教育をめぐる状況

種目で昭和60年度の体力水準より低下してお り、平成23年度以降の数値を見ても、低下傾 向が続いています。」と記載されているが、例 年全国平均値に近い値で推移しており、特に、 「50m走」や「シャトルラン」については、平 均値を上回って、緩やかな上昇傾向が見られ るのではないか。

○ 「子どもの体力の状況」について「多くの | ○ 子どもの体力の状況については、記述を修正し「多 くの種目で昭和60年度の体力水準より低下していま す。」としました。

### 第5章 重点目標1 質の高い学力をはぐくむ

- た主体的・協働的な学習「アクティブ・ラー ニング」は、児童の実態に合わせ、ユニバー サルデザイン授業の要素を大切にした京都式 少人数教育における少人数授業と組み合わせ た授業の工夫が大切である。また、特に、中 学校での授業づくりが大切である。
- (3)学習意欲の向上における「タブレット 端末を活用した双方向型の学習・・・」の記 述について、双方向型の学習や子どもの学習
- 活用する力の育成や学習意欲の向上に向け 主体的・協働的な学習、いわゆる「アクティブ・ ラーニング」をより効果的に進める上で、授業づく りや、子ども一人一人が互いに支え、協力し合う学 びの集団づくりが非常に重要であると考えており、 基本的方針において同様の記述をしています。

意欲や興味・関心を高める授業を、タブレッ ト端末の活用に矮小化すべきではない。アク ティブラーニングに象徴される、学習者主体 の授業観への転換が中心となるべきである。

- 新しい学習指導要領の改訂に向け、現在、 教育課程の検討が行われている。その中では、 「人間性や学びに向かう力」や「汎用的な能 力」の育成など「資質・能力」の議論が大き くされており、そういった視点を入れるべき ではないか。
- 本プランの第3章「京都府の教育の基本理念」の 中に、はぐくみたい力として「展望する力」、「つな がる力」、「挑戦する力」として既に記載しています。

考

府

の

方

え

- 中学生も高校生も、小数の割り算が苦手な 子が多く困っている。小学校くらいまでで小 数の割り算を定着させられる手立てはないか。
- 府立高校の授業改革を求める。小学校や中 学校の授業より、工夫がない。主体的・協働 的な学習なんてできるのか。
- 主体的・協働的な学習を推進するためには、基礎 的・基本的な知識や技能を定着させ、それらを活用 する力をはぐくむことが必要です。

今後も、学力の向上に向けた取組を進めるととも に、効果的な指導方法についての教員研修などの取 組を進めていきます。

### 第5章 重点目標2 人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

○ 重点目標2に読書活動を入れるのであれば、 読書活動を通じ「感性を磨き・・・人生をより深 く生きる力を身に付ける」ことを育成目標と して重視すべきではないか。

また、学校図書館法の一部改正により、学 校司書の配置が努力義務となったことから、 読書ボランティアの連携促進とともに、司書 教諭を中心とした学校司書の連携協力による 読書活動の充実を推進すべきではないか。

○ 本プランの第3章「京都府の教育の基本理念」の 中に、はぐくみたい力として「展望する力」、「つな がる力」、「挑戦する力」として「人生をより深く生 きる力」についても既に記載しています。

なお、読書活動の推進にあたっては、「京都府子ど もの読書活動推進計画(第3次推進計画)」に基づき、 取組を進めていきます。

### 第5章 重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- や学力に及ぼす影響も大きくなっている。朝 食の重要性を子どもたち自身に理解させるこ とが大切である。そのためには、栄養教諭の 増員、活用が更にポイントになる。
- 食育の推進について、地産地消を大切に京 都らしい食文化、各地域の特色に応じた食文 化を学校給食を中心に推進していくことは大 変重要である。
- 貧困問題が深刻化する中、食の不安が生活 | 子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣 を身に付けることは非常に重要であることから、今 回の改定において主要な施策の方向性に「(10)食育 の推進」を新たに位置づけたところです。

今後とも、食に関する指導の充実や、学校給食を 通した地域の食文化などの理解を図る取組を推進し ていきます。

# 第5章 重点目標4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

- 京都府の教育改革が始まり30年以上が経過 | 今後とも一人一人の個性や能力を最大限に伸ばす するが、常に継続的に改善を図ってこられた ことが、多くの点で成果として現れている。 特に、高校改革においては、大きな混乱を避 けるために時間をかけて、府民目線で改革を 進めてこられた結果、他府県のように単なる 学力だけを尺度としない高校の特色を確立で きつつある。今後も、全ての府立高校が特色 を基に切磋琢磨できるような施策の充実をお 願いしたい。
  - ことができるよう、子どもの多様なニーズに応じた 高校教育を推進していきます。

- 非公式サイトの監視よりも、未然防止とし て子どもがSNSに個人情報を流布すること 等への指導の方が必要ではないか。また、何
- インターネットの掲示板やSNSで他人の誹謗中 傷を書き込むなどの行為、いわゆる「ネットいじめ」 など情報化社会の進展をはじめとした時代の変化に

### 見 の 要 旨

が新たな人権課題なのかわかりにくい。

### 考 府 の え 方

伴う新たな人権課題が生じており、そのことに対応 した取組として学校非公式サイトの監視などを行っ ています。

なお、重点目標5の「(19)現代的課題に対する関 心を高め、理解を深める教育の推進」の中で、子ど もがアプリやSNSを適切に利用するためのルール やマナーを身に付ける取組を推進するとともに、重 点目標8の「(34)ネットワークづくり」の中で、保 護者がインターネットやSNSにおけるいじめの実 熊などを学び合う機会を充実するなど、未然防止に も積極的に取り組んでいきます。

- 「京都府障害のある人もない人も共に安心し ていきいきと暮らしやすい社会づくり条例」 や障害者差別解消法では合理的配慮の不提供 が差別となることから、学校は障害のある児 童生徒が個別に必要とする合理的配慮を適切 に提供する旨の記述が必要ではないか。
- 「合理的配慮」の定義の記述について、合 理的配慮は学校が善意で提供するものではな く、障害のある児童生徒が他の児童生徒と平 等に「教育を受ける権利」を享受することを確 保するために、学校が必要かつ適当な変更・ 調整を行うものであることが読み取れる記述 にするべきである。
- 「障害のある児童生徒の年齢及び能力に応じ、そ の特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにす るために必要な指導や支援を講じる」ことを追記す るとともに、合理的配慮の定義として、「障害のある 児童生徒が、他の児童生徒と平等に『教育を受ける 権利』を自分の権利として行使できるように、その 実施に伴う負担が過重でない時に必要かつ合理的な 配慮を行うこと」を注釈で明記しました。
- (13)特別支援教育の推進に、以下の事項を 追加してください。
  - ・障がいのある子どもが社会に入っていける ような取り組み、特に一般企業への就労に最 大限取り組む。
- 特別支援教育の推進では、インクルーシブ 教育の波の中、ますます一般学級の中で発達 障害の子どもたちに学習できる環境を提供す ることが必要になってくる。その一助として、 通級加配の増員及び育成が急務であると思わ れる。
- 障害のある児童生徒の企業就労については、一人 一人の自立と社会参加を目指すため、キャリア教育 を充実する取組を推進するとともに、日本の産業構 造の変化を見据えた職業教育に取り組んでいきます。
- 通級指導教室については、計画的かつ適切に配置 するとともに、専門的な知識と技能を有する教員の 養成も進めていきます。
- 各学校教育において、インクルーシブ教育 システムの構築に向けての職員研修を通した 内容の十分な理解や指導力の向上が必要であ る。「合理的配慮」についての理解について先 進校の実践を学び、個々の児童の教育的ニー ズに応じ、できる内容から実施することが大 切である。

また、学校が教育委員会等とも連携し、イ ンクルーシブ教育システム構築に向けた保護 者、地域を対象とした研修の実施など、「地域 ぐるみで共生社会づくり推進」の発信基地と なることが大切である。

○ 教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施する など、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいき と暮らしやすい社会を目指す取組を推進していきま

インクルーシブ教育システム構築の推進に当たっ ては、教職員、保護者、地域の理解を深めていくこ とが重要であると考えております。

- (14)幼児教育の推進に幼小接続の取組推進 があげられていないのは残念である。幼児期 から成人までを見通した教育に向け、具体的 取組を願う。
- 公立幼稚園のほか、私立幼稚園、保育所、認定こ ども園に通う幼児がいる中で、学校生活への適応と 基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた支援に 取り組んでいきます。

幼児教育の推進が、幼小の接続や連携に重 点化されている。「教育の基礎を培う」幼稚園 教育そのものの充実をまず推進すべきではな いか。

### 府 の 考 え 方

また、小学校も含めて互いの教育の内容を理解す ることが重要であり、就学前の教育と小学校教育の 接続に向けた取組を推進していきます。

### 第5章 重点目標5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐ くむ

- 今日の学力観は、課題解決のための態度形 | 「現状と課題」の中で、「社会に出ていく子どもが 成こそ重視しなければならないが、「現代的課 題に対する関心を高め、理解を深める」と言 うことでは、教育の目標として課題解決への アプローチが弱い。国連や政府も推進してい るESDを京都の教育においても明確に文言 化すべきである。
  - これらの問題や、新たに出てくる社会問題にも的確 に対応できるよう、持続可能な社会の構築に向けた 教育(ESD)が求められる」ことを、また、ES Dに関する注釈を追記しました。
- COP3の地である京都の強調及び国連E SDの10年理念を継承するため、ESDの理 念を活かした環境教育を推進すべきである。
- 「法やルールに関する教育」指導項目の「公 正・公平」、「協力」を全ての教育活動を通し て取り組まねばならないと考える。今後、こ れを進めて行くことが、いじめ問題や暴力行 為の未然防止につながっていく。
- 規範意識の向上に、犯罪や非行の現状と更 生保護の実際を伝えるため、法務省主唱の「社 会を明るくする運動」の文言を盛り込み、更 生保護活動への理解を促すべきである。
- 外国語(英語)によるコミュニケーション能 力の育成や京都の伝統や文化を伝えることが 大変重要になってきていると実感しており、 指導者の育成の取組に期待する。
- 海外留学生から直接生活や文化を聞き、興 味や意欲を喚起するため、海外からの留学生 と児童・生徒との交流を進めることが重要で
- 英語や伝統文化だけでなく、京都のさまざ まな課題の解決や未来の新しい京都の創生を、 グローバル的な視点から取り組むことができ る教育の推進などの発想が必要である。

- 子どもの暴力行為の千人当たりの発生件数は、全 国平均を上回る状況にあります。子どもの規範意識 を高めるため、ルールやマナーを実感させるような 体験活動を行うとともに、実際の行動に移す力を育 成する「法やルールに関する教育」を推進していき ます。
- グローバル化に対応できる人材を育成していくた めには、外国人との交流などを通じたコミュニケー ション能力の育成や、京都の伝統や文化を学び発信 できるような取組を推進するとともに、指導する教 員の英語力及び指導力の向上を図っていきます。

# 第5章 重点目標6 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- 重点目標6の内容が学校危機管理、安全対 策だけでなく、いじめや暴力行為の防止対策 の充実、不登校の子どもへの指導の充実、経 済的に困難な環境にある子どもへの支援を新 たに位置付けられているのがとても良い。安 心・安全な学校というのは、物理的な面のみ ならず、心の安定も重要な要素になる。心も 体も安心・安全に包まれた教育環境の中で社 会を担っていく子どもたちが成長できるよう に努力していきたい。
- 今後も、子どもが安心・安全な環境で学び、様々 な体験をし、充実した学校生活を送れるよう取組を 進めていきます。

- 「(23)不登校の子どもへのきめ細かな指導 の充実」の「指導」は「支援」と言い換えて はどうか。
- (23)を「不登校の子どもへのきめ細かな支援の充 実」に修正しました。
- いじめや暴力行為の防止対策の充実につい て、岩手県の事件を踏まえ、情報の共有や組 織的な対応の実行化に言及しておく必要はな
- いじめ問題への対応は、情報の共有や組織として 対応することが重要です。「京都府いじめ防止基本方 針」に基づき、組織的な対応に努めていきます。
- 経済的に困難な生徒が多く、生活保護を受 けて生活している生徒もいる。SSW(スク
- 「まなび・生活アドバイザー」については、子ど もの貧困対策の要であることから、この間、拡充し

ールソーシャルワーカー)の拡充をいただけ るとよりありがたい。

- まなび・生活アドバイザーは子どもの貧困 対策として必要不可欠なので、学校をプラットホームと位置づける以上は、増員をお願い したい。
- 家庭への支援として、福祉関係機関と連携 していくことや基本的な生活習慣や学習習慣 の定着を図る「まなび・生活アドバイザー」 の養成と配置拡充を積極的に進めていただき たい。
- 長らくの不況により、単身家庭、家庭環境の厳しい貧困な家庭等、本の購入すらままならない家庭も多くあり、修・就学及び進学・就職の援助から進めなければならない家庭、その周辺家庭も相当数ある。家庭の教育格差が学校教育にも大きな影響を及ぼしかねない状況にある。子どもの貧困対策も喫緊の課題であると考える。
- 京都府子どもの貧困対策推進計画が策定され、連携推進体制の構築として、学校はプラットホームとして地域と連携してい環境にある、水められている。経済的に困難な環境にある子どもは決して少なくない。そのような中でもは決して少なくない。を相談所、中で生活アドバイザーと連携し支援をないる。今後も、支援が必要な児童とが大切である。

## 府の考え方

てきたところです。

今後とも、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に 基づき、福祉などの関係機関と連携を図り、子ども が生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢 や希望を持って成長できるよう取り組んでいきます。

# 第5章 重点目標7 学校の教育力の向上を図る

- 学校施設整備について、ICTが活用できる教育現場作りを念願します。
- 学校においては、人的支援が何より効果があり、財務省の教員削減計画に危機感を抱いている。「子どものための京都式少人数教育」の推進をぜひ継続していただきたい。
- 「京都式少人数教育」の推進について、これまでの実績を踏まえ、新たな視点が必要ではないか。
- 部活動指導のできる外部人材の配置を進めていただくと、随分負担軽減になる。
- 先生方の負担が多すぎると思う。かなりの ものを求められすぎている。子どもと向き合 う時間が多く必要とされている。
- 教職員の資質向上と人材育成について、生徒指導や特別活動等は現場の教員のモデルを参考に伸びていくが、教科指導については時間がかかる。若手から教科指導のスペシャリストを育成するシステムや制度を是非作ってほしい。中間案では、教員の資質や指導力の向上を図る取組の推進について、広いとらえ方をしているので「学力向上に直結する教科指導力」という形でどこかに表記できないか。
- 教師の資質向上が必要。力を入れるべき。
- スペシャリスト等の採用については、その

- ICTを活用した教育活動を進めることは、児童 生徒の学習意欲の向上にもつながる重要なものです。 今後も、学校現場におけるICTの利活用を推進 できるよう、教材作成などの支援を進めていきます。
- 「子どものための京都式少人数教育」については、中学校にも拡充し、市町(組合)教育委員会が児童生徒や学校の実態に応じて少人数教育の手法を選択できる制度として、全国に先駆けて実施してきており、引き続ききめ細かな指導体制の充実に努めていきます。
- 教職員が一人一人の子どもに向き合うことができる環境づくりは重要であると考えており、今後も教員の負担軽減に向け部活動指導における外部人材の配置をに努めていきます。
- 経験豊富な教員から若手教員に指導のノウハウを 継承することは重要であると考えています。今後も、 優秀な人材の確保とともに、学校内外の研修の充実 に努めていきます。

また、特定の分野において高い専門性や幅広い知見を持った教員を採用することで、より魅力ある学校づくりにつながることから、今後も学校などの状況を踏まえた教員採用に努めます。

府の考え方

分野で優秀であるからといって、指導が上手 いとは限らない。また、大学との連携で優秀 な人材をはかるのであれば、各学校で働いて いる講師の方々にも目を向けて欲しい。

○ 自己肯定感を高め、生涯にわたって学習意 欲をもつ大人に成長するために、幼稚園・保 育所から小学校への接続期の過ごし方を工夫 することは大変重要である。

小学校に入学すると、元気がなくなる子どもたちが本当に多いと常々感じており、授業で、子どもたちが元気になってほしいが、京都府教育委員会として、この問題にどのように取り組んで行くのか。

○ 地方創生の趣旨から、地元の学習素材を活かし、家庭や地域社会と連携し、幼児明間の意味でのライフステージとして15年に進めることが、今後の中心的な教育を表したが、今後の中心的ながである。また小1プログレム、中間題を学校の実情と児童の実態と課題である。を学校の課題を要である。を付けきって進学させることが重要である。

○ この間、幼児の小学校への体験入学を実施したり、本府の学力診断テストの実施学年を小学校6年生から中学校1年生に変更し、小学校6年間の学力の定着状況を踏まえ、小学校や中学校での指導に活かしたりするなど、校種間連携の取組を進めてきました。

各校種における課題を共有することは非常に重要 であり、今後も緊密な連携と円滑な接続につながる よう取り組んでいきます。

# 第5章 重点目標9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

○ 仮称「見守り隊」を促進し、顕彰の機会を 増やしてはどうか。 ○ 子どもの健全育成のためには、地域社会全体で子 どもを包み込みはぐくむことが重要です。

今後も、地域社会で子どもを見守る取組を支援する取組を進めていきます。

# 第5章 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

○ 高いフェンスがあり、子どもも大人も安心してボール遊びのできる公園を是非府内全域でできるだけ多く作っていただきたい。課題の解決に直結する、効果的な取組となるに違いないと確信している。遊ぶ場所もないのにソフトボール投げの記録が年々落ちていくのは当然である。

○ 子どもは遊びを通じて身体動作を覚え、積極的に 運動やスポーツに取り組む習慣が身に付きます。そ のため、運動習慣のない子どもも気軽に運動に親し むことができるよう、取り組んでいきます。

なお、運動ができる公園などの整備については、 本府及び各市町村において進められることとなって います。